

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

古平町ローカルスタートアップ創出・育成事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道古平町

3 地域再生計画の区域

北海道古平町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

古平町の総人口は、2019年に3,050人と、最も人口が多かった1955年の10,073人の僅か30%程度である。さらに深刻なのは生産年齢人口と年少人口の減少である。生産年齢人口は最も多かった1955年の5,840人から2019年には1,485人にまで減少（25%）、年少人口に至っては1955年の3,708人から2020年には246人にまで減少（7%）となっており、急激な人口減少を見据えた対応が急務である。

【A：人口減少課題】

今後の町の人口推移予測では2060年の総人口は619人となり、人口がピークであった1955年の6%程度まで減少する見込みである。この課題に対応するため、町では独自の移住・定住支援策として移住者への移住支援金等をおこなっているが今後は今まで以上に人口減少が加速することが見込まれる。また生産年齢人口についても2060年に228人となり1955年比4%程度、年少人口も2060年には33人となり1955年比で1%を切るまで人口減少が進行すると想定しており、町が存続するかの危機的な状況である。

【B：経済・産業活動の衰退・縮小課題】

古平町は、全国・北海道との比較において第一次・第二次産業の割合が高いが、1990年に532人だった第一次産業の就業者数が2015年には224人まで減少。第二次産業の就業者数は1990年に1,103人だったのが2015年には467人まで減少しており、地域内経済活動の縮小が加速している。特に、第1期 古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標において「本町の基幹産業である漁業及び水産加工業の振興を図る」と掲げていたにも関わらず、基盤産業での新たな価値創造等が進まず、事業規模拡大による雇用創出や新たな事業者出現による魅力的な仕事創出に至っていないのが現状である。その間に都市部等が率先して魅力的な仕事創出や、新しい働き方創出することにより若手人材等の流出がさらに加速するという状況にあり、内外からの人材確保が困難となることで、さらに既存産業への依存による産業の硬直が進行し、若手人材が地域に戻る理由や外部人材が町に来る理由もなく、地域経済の衰退を加速させるスパイラルを断ち切れずにいる。

その結果、地域人材の世代偏向（高齢化）が進行。世代間交流の中心となってきた地域コミュニティや地域活動などの地域全体のセーフティネットや自治機能低下も引き起こし、ますます行政への依存度が高まる傾向であるが、財源の限界もあり構造的な悪循環に陥っている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

〔背景〕

古平町は古くは松前藩当時からニシン漁によって拓かれた水産の町であり、北洋漁業の基地として道内有数の漁獲高を誇ってきた。稲倉石鉱山の発展等を背景として昭和30年に総人口は10,073人のピークを迎えたがその後、鉱山業の規模縮小や漁業の規模縮小に伴う地域経済の縮小とともに総人口は減少の一途をたどり2019年には3,050人まで減少、2060年には619人になると想定しており、町の存続さえも危ぶまれている。

そのため、生き残りをかけて第2期の総合戦略を策定した。特に戦略の基本目標として産業振興では漁業と観光業を強化するとともに、町への新しい人の流れをつくらせようとしている。これらを実現するためには、これら強い産業づくりを担う人材や事業者が強い産業づくりを進め、魅力的な仕事や雇用が発生する地域となることが重要と考えている。しかし、町ではその魅力的な仕事や雇用を生み出し、地域を創造するような人材や事業者を発掘・育成し新たな事業やビジネスにチャレンジできるような環境が整っていない。

〔目指す将来像〕

強い産業づくりを担う人材や事業者（ローカルスタートアップ）を持続的に生み出し、そのローカルスタートアップが古平町において町の地域資源や地域課題を活用したビジネスにチャレンジできる環境を整え、強い産業づくりと雇用の創出を実現することで移住定住者を増やすことを目的に、創造的かつ新たな価値観で既存の漁業や観光ビジネス等を支えられる小さくても地域内外で経済を回していけるようなローカルスタートアップやその候補人材を発掘・育成の基盤を構築する。基盤によって、さらに多くの強い産業と雇用を牽引するようなローカルスタートアップ等を創出・輩出できる流れ（エコシステム）を創り出す。

このように継続的にローカルスタートアップを創出することで、町に新たな産業や地域が求めるコンテンツなどが生み出され、経済が回り始める循環型の地域経済が機能する持続可能な町を目指す。

【数値目標】

K P I ①	地域へのUIJターン数						単位	人
K P I ②	古平町の経済を牽引し、持続的な発展を担うローカルスタートアップの数						単位	人
K P I ③	町の経済を牽引し、持続的な発展を担うローカルスタートアップ候補となる人材数						単位	人
K P I ④	ローカルスタートアップ候補となる首都圏・都市部のポテンシャル人材の獲得数						単位	人
	事業開始前 (現時点)	2024年度 増加分 (1年目)	2025年度 増加分 (2年目)	2026年度 増加分 (3年目)	2027年度 増加分 (4年目)	2028年度 増加分 (5年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	-	40.00	40.00	40.00	-	-	120.00	
K P I ②	-	2.00	3.00	4.00	-	-	9.00	
K P I ③	-	6.00	9.00	12.00	-	-	27.00	
K P I ④	-	12.00	18.00	20.00	-	-	50.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

古平町ローカルスタートアップ創出・育成事業

③ 事業の内容

古平町の将来を見据え、町の特徴である海に面した立地を生かした漁業BX（ブルー・トランスフォーメーション）や観光DXなど強い産業づくりを担うローカルスタートアップを生み出し続けるために官民連携の事業推進体制を構築し、誰もが地域を創造するようなビジネスにチャレンジできる環境を整備するとともに、地域に根付いて地域の将来を担うビジネスを展開するローカルスタートアップ候補の発掘から育成まで一貫した支援（ローカルスタートアップ創出ワンストップ支援）を行う。

①官民連携による事業推進体制の構築

ローカルスタートアップの創業・起業ワンストップ支援を持続的に行うため、官民連携による事業推進体制を構築すると同時にローカルスタートアップが新たな価値観で地域資源を利活用したり地域課題の解決で地域を創造するようなビジネスにチャレンジできる環境を整備する。

②首都圏・都市部人材の発掘・獲得

事業で発掘・獲得したいと考えているローカルスタートアップ候補は、BX・DX人材もしくは漁業・観光業に理解のある首都圏や都市部のデジタルネイティブ世代や事業者で、特に首都圏・都市部の先駆的な人材（イノベーター層）や地域の担い手になりたいと考えているようなBX・DXポテンシャル人材（アーリーアダプターやアーリーマジョリティ層）をターゲットとする。これら人材や事業者を発掘・獲得するには、一般的な募集広告出稿などではなかなかリーチが難しいことが予想されることから、BX・DX人材（イノベーター層）からのリファラルリクルート（人脈やネットワークを通じて人材を紹介・推薦してもらう手法）を中心にスカウト型の発掘・獲得を展開する。

③実践型による担い手の育成

発掘・獲得したBX・DXローカルスタートアップ候補に対して、官民連携の事業推進体にて町の地域資源や課題を活用したインキュベーションプログラムを実施。各地域のローカルスタートアップをケースメソッドとして具体的な事例を取り上げながら、地域でビジネスを立ち上げるための基礎知識習得を目的としたプログラム（OFF-JT型）を実施するとともに、実際に担い手と地域で小さい規模で個別の伴走型育成を通じてビジネスの構想づくりを行うプログラム（OJT型）を行い、ローカルスタートアップに必要な思考性と地域性、事業性を兼ね備えた育成や支援を行う。

④ローカルスタートアップの輩出

磨き上げたビジネスの構想をプロトタイプ（試作モデル）としてビジネス実証や検証を行う。ローカルスタートアップ候補が地域独自の課題や地域資源を活用しながらビジネスプランを設計、実証・検証、進捗発表を実施。これらプロトタイプビジネスに対してフィードバックを行いながら、プランを磨き上げるPDCAサイクルを繰り返すことでビジネス実装を図る。

⑤エコシステム構築による自立自走

官民連携の事業推進体にてローカルスタートアップの担い手と創業・起業支援者、先輩事業者、大学、金融機関、公的機関等をつなぎ、新たな価値を生み出すためのオープンイノベーションや関連するビジネスマッチングに取り組む。これらを促進し、様々なビジネス機会を創出し、事業の自立自走化を実現することで複層的かつ複合的にローカルスタートアップを生み出しながら、それらがまた新たな人材・技術・資金を呼び込み発展を続けるローカルスタートアップ創出のエコシステムの構築を実現する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

事業推進体とローカルスタートアップで連携しながら生み出す地域産品やサービスなどの売上による収入を見込むことで補助金に頼らない事業運営を図る。同時にローカルスタートアップを確実に増加させるために安定収入を積み上げ、2026年度（4年目）には町の財源に頼らない自立自走を見込む。

【官民協働】

本事業において、官は地域資源や地域課題の整理し、ローカルスタートアップに提供。民はローカルスタートアップ候補の育成から輩出までを担う。また官民で連携して人材のリファラルリクルートなどを行いローカルスタートアップ候補の発掘やローカルスタートアップ創出のためのエコシステム構築を協働推進する。

【地域間連携】

周辺地域全体で事業者が減少の一途を辿っており、広域による連携でローカルスタートアップの発掘・育成を行いながら輩出するまでの仕組み構築することが求められる。よって、関係性の深い道都札幌市や生活圏を共にする近隣自治体との連携を図ることで相互の課題の解決が期待でき、相乗効果が高まり、エリアを牽引するローカルスタートアップ拠点となることがポイント。

【政策・施策間連携】

地域でDX・BXローカルスタートアップ創出や雇用機会の創出を推進することで発生する二次課題として、時代に沿った新たな働き方の導入・促進や2拠点居住も含めた移住定住に伴う住居支援等に対する課題解決が必要となる。そのため施策連携を行うことで移住定住者への一貫したサポートとして地域からの離脱・流出を防ぐための仕組みを構築することが重要と考える。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

DX・BX人材を獲得し、デジタルローカルスタートアップとして育成。町の特徴である漁業水産業BXや観光DXローカルスタートアップを輩出することで地域産業のイノベーションを促進する。

理由①

デジタル人材やDX/BX人材の確保・育成はデジタル社会の形成を進めるためのファーストステップである。道内の市町村とくらべて立地的条件では不利であるが、地域DXとBXを組み合わせるなど特色を持たせて取り組むことで町の取組に興味を持つ人材を確保・育成する。

取組②

獲得・育成・輩出するDX・BXローカルスタートアップと地域ビジネスの接続を行的確に課題やニーズを捉え、課題最前線の事業者等とこれら課題解決やニーズを充足する。

理由②

ローカルスタートアップと地域（地域の人材や地域事業者）にてDX・BXの掛け算（コンテンツ×デジタル）によって課題解決やニーズの充足を行う。またこれらをスピード感をもって対応することで課題解決およびニーズ充足の深度化・高度化を図る。

取組③

DX・BXローカルスタートアップのエコシステムを構築。ローカルスタートアップと地域事業者が協業・連携しながら事業展開することで共存できる仕組みを構築する。

理由③

①で「人材の確保」を実現し、②「課題解決およびニーズ充足の深度化・高度化」という積み重ねた知見・経験を用いて継続的にDX・BXローカルスタートアップを輩出し続ける好循環を生み出すことで、徐々に事業者同士の共存共栄の関係を築くことが可能となり、これらが町のデジタル基盤を構築する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

重要業績評価指標（KPI）の事業結果の検証などは、「産官学金労言」のメンバーを中心に組織した「（仮称）古平町総合戦略推進委員会」において行う。

【外部組織の参画者】

町内産業団体、金融機関、有識者

【検証結果の公表の方法】

検証後、古平町ホームページ及び広報ふるびらで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 51,000 千円

⑧ 事業実施期間

2024年4月1日から 2027年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2027 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に
7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。